

## 日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた卒業生へ

大学卒業後、10月から奨学金の返還が始まります。例年、奨学生の中には奨学金の最初の返還ができない方がいるそうで、最初の返還ができないと延滞となって、なかなかその状態から抜け出せない恐れがあるようです。そのようにならないよう、返還金が口座からきちんと引き落とされているか、あるいは口座振替等が行われず、請求書を受け取ってそのままのような状況になっていないか確認をお願いします。

万一、返還が困難な場合や相談を希望する場合は、返還期限猶予制度や減額返還制度などの仕組みがありますので、早急に日本学生支援機構相談窓口（0570-666-301）に電話して下さい。返還金は次の奨学金の原資となるので、きちんとした対応をお願いします。

日本学生支援機構および本校奨学金担当